

非課税となる主な償却資産

条・項 (地方税法)	号	非課税対象資産	添付資料
348条 2項	3号	宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	定款、法人登記簿謄本等
	9号	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・公益社団法人、公益財団法人が図書館において直接その用に供する固定資産 ・公益社団法人、公益財団法人、宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産 	定款、認可証の写し等
	9号の2	医療法人等がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産	定款、法人登記簿謄本等
	10号	社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等 (*1) 社会福祉事業の実施主体がNPO法人等の場合、非課税に該当する団体であることについて、岡山市障害福祉課等から証明を取得する必要がある場合があります。
	10号の2	社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	
	10号の3	社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	
	10号の4	学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産	
	10号の5	社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	
	10号の6	社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	
	10号の7	社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産 (*1)	
	10号の8	更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	
	10号の9	介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	
	10号の10	児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産	
	11号の5	社会医療法人が救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産	